

商法 採点基準

Aが全株式を有する乙社に利益を提供するために、甲社が自社の財産を不当に安い価格で提供する甲乙間の取引行為について、その法的性質の分析と必要な手続を検討することを求め、この点に30%程度の配点を与える。

甲社の財産を不当に安い価格で売却することとしたことについて、取引の直接の当事者ではないものの、本件の利益相反取引によって100%の利益を享受するAが甲社との関係からどのような責任を負うのか、本件の利益相反取引に賛成をしたB・D・Eがどのような責任を負うか検討することを求める。契約締結に反対をしたCについては、そもそも甲社に対する責任を負うのかという点から検討することを求める。

各役員についての責任検討について、責任発生根拠と他の役員との責任発生根拠が区別できるかという点を中心に、合計70%程度の配点を与える。